

～全児童生徒について提出が必要な書類です～

保護者のみなさまへ 『必ずお読みください。』

就学援助制度のお知らせ

日置市教育委員会

日置市では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、学用品費や給食費などの費用を援助しています。

前年の所得状況などをもとに審査を行い、認定された場合には「学用品費・新入学学用品費・通学用品費・修学旅行費・学校給食費・医療費」の経費を援助します。

（全ての児童生徒の保護者のみなさまへ）

全ての児童生徒について、就学援助の申請の意思を確認しますので、申請意思の有無に係わらず、別添の「**就学援助申請意思確認書兼申請書**」の**申請意思確認欄**を必ず記入の上、令和4年4月13日(水)までに、学校へ提出してください。

令和3年度の就学援助受給からの自動更新ではありません。

兄弟姉妹がいる場合も、児童生徒1人につき、1枚を提出してください。

1 就学援助を受けることができる方

次の(1)～(2)の全てに該当する方

- (1) 日置市内に住所を有し、日置市立小・中学校に在学する児童生徒の保護者（現に監護している方）
- (2) 就学援助の認定基準に該当する方
 - ① 令和3年中の所得額（世帯全員）が目安以下の方（非課税世帯）

【非課税世帯の目安所得】

（単位：千円）

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
728	1,008	1,288	1,568	1,848	2,128

※給与所得の方は、令和3年分源泉徴収票の金額（給与所得控除後の金額）で、自営業の方など確定申告や市民税の申告をされた方は、所得として申告した金額で判断してください。

※令和4年1月1日現在で日置市外に居住していた方は前居住地の市町村発行の令和4年度所得課税額証明書（各市町村で6月初旬頃、発行されます。）が必要ですので、後日、取り寄せていただき、速やかに学校へ提出してください。

- ② 所得額での認定以外であっても、次のいずれかに該当する方

※イ、ウに該当の場合、交付された**決定通知書の写**を添付してください。

- ア 令和3年度又は令和4年度に生活保護を停止または廃止された方
- イ 市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険料のいずれかを減免された方
- ウ 国民年金保険料を免除された方（全額免除の方）
- エ 児童扶養手当を受給されている方（ひとり親世帯への手当）

2 就学援助の内容

①	学用品費	学用品の購入にかかる経費の一部 ○支給額(年間上限額) ・小学校10,460円 ・中学校20,450円
②	通学用品費	通学用品の購入にかかる経費の一部(※各1年生を除く児童・生徒が対象) ○支給額(年間上限額) ・小学校2,040円 ・中学校2,040円
③	校外活動費	校外活動に参加した場合のその交通費及び見学料等の実費の一部 ○支給額(年間上限額) 宿泊を伴わないもの ・小学校1,440円 ・中学校2,070円 ○支給額(年間上限額) 宿泊を伴うもの ・小学校3,320円 ・中学校5,580円
④	新入学学用品費	新入学学用品の購入にかかる経費の一部(※4月認定の1年生のみ対象。ただし、入学前支給を受けた方は除きます。) ○支給額(年間上限額) ・小学校1年45,950円 ・中学校1年54,000円
⑤	修学旅行費	修学旅行に参加した場合のその旅行費用の一部 ○支給額(年間上限額) ・小学校20,420円 ・中学校54,810円
⑥	給食費	給食費として保護者負担する額の8割
⑦	医療費	むし歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎などの学校病の治療に係る費用

3 申請意思確認欄の記入方法

全ての児童生徒について、就学援助の申請の意志を確認しますので、申請意思確認欄に必ず記入して、学校へ提出してください。

① 就学援助を希望される方

確認書兼申請書の上部にある申請意思確認欄の「1. 就学援助を希望します」の数字を○で囲み、記名・押印してください。

令和3年度に就学援助を受けていた方や新入学学用品費の入学前支給を受けた方も令和4年度の就学援助を希望する場合は、「1. 就学援助を希望します」の数字を○で囲み、記名・押印してください。**(※自動更新ではありません。)**申請書欄への記入が必要です。(記載例参照)

② 就学援助を希望されない方

就学援助を希望されない方は、確認書兼申請書の上部にある申請意思確認欄の「2. 就学援助を希望しません」の数字を○で囲み、記名・押印の上、学校に提出してください。

③ 生活保護を受けている方

現在、生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費について、援助を受けられます。

確認書兼申請書の上部にある申請意思確認欄の「3. 生活保護受給中」の数字を○で囲み、記名・押印してください。申請書欄への記入が必要です。(記載例参照)

4 申請時の注意点

- ① 虚偽の申請により、援助を受けた場合は、認定を取り消し、援助金を返還していただくことがあります。
- ② 4月13日までに申請されなかった方が、年度途中で申請された場合の認定は、**確認書兼申請書を提出された翌月から**になります。

☆申請書欄（記載例を参照の上、記入してください。）

- ① 申請者及び世帯員の住民記録、市民税課税状況並びに生活保護・児童扶養手当の受給状況を市の関係機関に問い合わせることに同意をお願いします。記名が必要です。
- ② 「①世帯の状況」欄は、同じ住所にお住まいの方全員、単身赴任の方や市外の学校に在学している学生は、異なる住所であっても同じ世帯とみなしますので記入してください。
- ③ 「②申請理由」欄の新規・継続への○印、理由の該当番号に○印を付けてください。
- ④ 「③委任状」欄に記名をお願いします。
- ⑤ 記名いただく箇所が3箇所あります。

☆学校納金（給食費など）に未納があり、学校長が必要と判断した場合は、援助費を学校長指定口座へ振り込む場合があります。

5 申請から援助費支給までの流れ

- ① 就学援助を希望され、4月13日までに確認書兼申請書を学校へ提出された方は、6月上旬に学校から審査結果が通知されます。
- ② 援助費は、各学期末（7月・12月・3月）に支給します。
なお、⑦医療費は、医療機関へ支給します。

〔医療費について〕

- 1 医療費の援助を受けるには、社会保険・国民健康保険等に加入していることが必要です。
- 2 対象となる疾病で受診するときは、保険証と市教育委員会から発行される医療券を各医療機関へ提出してください。
※ 就学援助の審査中に受診するときは、就学援助審査中であることを必ず医療機関へ申し出てください。就学援助の審査中に受診した場合の取り扱いは、下表のとおりです。

医療機関への治療費の支払い	就学援助の審査結果	就学援助審査後の対応
支払い済み	認定	医療機関へ相談し、治療費を返還していただける場合は医療券を受領し、医療機関へ提出してください。
	非認定	
猶予された	認定	医療券を受領し、医療機関へ提出してください。
	非認定	医療機関へ治療費をお支払いください。

※ 日置市では、医療券のほかに、ひとり親家庭等医療費制度・子ども医療制度・スポーツ振興センターの災害共済給付制度があります。優先順位は、次のとおりです。

☆ 優先順位は、医療券・災害共済給付制度→ひとり親家庭医療費制度→子ども医療制度

6 お問合せ先

- 申請方法や援助の内容など、制度全般に関すること
〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目 100 番地
日置市教育委員会教育総務課 学務係 ☎248-9426（直通）